

令和 7 年度 実費徴収に係る補足給付 のお知らせ(施設掲示用)

特定教育施設（認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業）を利用する生活保護世帯等の方を対象に、各施設で実費徴収される費用（日用品・文房具・行事費等）の一部を補助する「実費徴収に係る補足給付」につきまして、令和 7 年度前期（4～9 月）分の申請を受付いたします。

1. 対象世帯

次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

2. 申請方法及び締切日

提出書類

① 実費徴収に係る補足給付費支給申請書（様式 1 号）

※ お子様 1 人につき 1 枚申請書が必要です。

② 給付対象費用の領収書

※ 納付したことがわかる書類を添付してください。

- ・ 領収書（用品販売で購入した物品の領収書含む）
- ・ 領収印が押印された教材費等集金袋のコピー等
- ・ 口座引落しの場合は通帳のコピー等

※ 保護者の方が施設を経由せずに、お店から直接購入した物は、原則対象外です。

※ 領収書のない申請は、原則受付できません。発行されていない場合は施設に発行を依頼してください。

提出先

伊丹市役所 教育保育課

提出期限

令和 7 年 10 月 31 日（金） ※期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。

3. 給付対象費用と給付費の額

次の費用について、対象のお子様一人につき実費の金額を支給します。

給付対象費用	給付費の額
施設に納付している教材費	令和7年度前期(4月～9月)における実際の支払額合計と2,700円に在籍月数(最大6ヶ月)を乗じた額を比較して低い方の額
施設に納付している行事費(誕生会費等)	
園外活動費(バス代等)	
入園・進級に係る用品販売等で購入した物品代	

※PTA会費は給付の対象となりませんので、ご注意ください。また、対象となる費用の具体例については後記「給付対象となる費用の具体例」をご覧ください。

4. 給付費の支給時期

前期と後期の2期に分けて支給します。期別ごとの給付費の支給時期は下表のとおりです。

後期分の申請方法については、2月頃にご案内予定です。

期別	給付対象費用の生じた期間(※1)	給付費支給時期(予定)
前期	4月1日から9月30日まで	11～12月
後期	10月1日から3月31日まで	4～5月

※1 入園・進級にかかる用品代の支払いが4月以前の場合でも、給付対象となります。その場合は、前期分として申請してください。ただし、進級にかかる用品代において、前年度に給付費の支給をすでに受けている場合は、今年度は支給されません。

給付対象となる費用の具体例

実費徴収に係る補足給付の対象となる費用は、「伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に定められています。具体例については、下表「給付の対象となる費用、ならない費用の例」をご覧ください。

●給付の対象となる費用、ならない費用の例 ※1

対象となる費用	日用品・文房具等の購入に要する費用(道具箱、連絡帳、名札、ゴム印、絵本、楽器、食器、コップ・歯ブラシ、タオル、制服・制帽・体操着・スモック、通園かばん等) おむつや布団のレンタル費用、行事費、園外活動費、送迎バス利用料、日本スポーツ振興センター会費
対象とならない費用	PTA会費、保護者会費、NPO会費、写真代、卒園アルバム代、3歳児以上の給食代、施設整備寄付金、延長保育料、一時預かり保育料、預かり保育料、英語などの習い事費用

※1 給付の対象となる費用であっても、保護者が施設を経由せず直接購入したものは、原則対象外です。
ただし、制服など施設が特定の店で特定のものの購入を指定した物品の場合は対象となります。

【お問い合わせ】

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市教育委員会事務局
教育保育課
TEL: 072-784-8035